

資料1 被害者保護増進等計画へのご意見の反映に ついて

令和5年4月5日

主なご意見の反映箇所について

これまで実施してきた「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」、「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」で頂いた事故当事者、関係団体のご意見等も踏まえた上で計画素案を作成し、パブリックコメントでのご意見等を踏まえて修正等を行った。

| | ご意見の概要 | 計画(案)への反映箇所 |
|---|---|--|
| 1 | 被害者の支援や交通安全は、国土交通省だけでなく省庁が連携して政府を挙げて行う取り組みであることを盛り込むと、より良い。 | ご意見も踏まえて、2ページの第11次交通安全基本計画に係る記載につき、「政府を挙げて更に積極的な取組が必要」な旨を追記しました。 |
| 2 | 計画の期間について、今回は、令和5年度から令和8年度までの4年間であるが、そのような期間設定にした理由を明記すべきではないか。 | 計画案本体ではなく、計画に関する資料中に考え方を明記しました。 |
| 3 | 素案の3ページの記載に、計画期間の考え方として、自動車事故対策機構(ナスバ)の第5期中期目標期間に合わせているとあるが、政府の計画であれば記載する必要はないのではないか。 | |
| 4 | 素案6ページの15行目「被害者」は「被害者等」のほうがよいのではないか。 | ご意見を踏まえて、計画案6ページの当該箇所について「被害者等」に修正しました。 |

主なご意見の反映箇所について

| | ご意見の概要 | 計画(案)への反映箇所 |
|---|--|--|
| 5 | 被害者等が早期に自動車事故対策機構等と接点を持てるような観点も施策として、特に第3部の「1 被害者等支援のために講じようとする施策の基本となるべき事項」の目標に盛り込んでいただきたい。 | ご意見を踏まえて、6ページの第3部1(1)目標の部分に「被害者等への情報提供等の充実に努める」旨を追記しました。 |